

2025 年度第 3 回日本包装専士会理事会議事録

2025 年 9 月 21 日

事務局作成

日 時: 2025 年 11 月 18 日(火) 18:05~19:15

会 場: 中央区京橋区民館にて Hybrid 開催 (Zoom)

<出席状況: 敬称略、順不同>

会場出席 : 嶋、渡辺、高橋、中村、及川、島田、小林(浩)、橋本 (8 名)

Zoom 出席: 今田、下村、小林(義)、崎尾、岡、堤、(6 名)

欠席(委任): 平田、成田、竹内、中山、清水、小谷、高畑、北島、宮川、松井、千葉、友滝、野田(13 名)

議 事: 議事進行は事務局今田が進行

<嶋会長より>

・2026 年包装界合同新年会打合せ(10 月 6 日 JPI にて)

2026 年 1 月 7 日(水)東京會館 3 階ローズで 12 時~13 時 30 分開催。(11 時 30 分受付開始)

参加費 12,100 円(消費税込)、申込みは Web サイトから。(当日受付は不可)

・暮らしの包装展 2025

2025 年 10 月 3、4 日 越谷イオンレイクタウン kaze 光の広場にて開催された。前回に比べ小規模になっていた。来場者は場所柄、主婦層が多かった。

※次回第 4 回理事会は 2026 年 1 月 27 日(第 4 火)……正式決定です。

(1) 2025 年度委員会活動状況報告

9~11 月の活動実績と今後の予定を各委員長から事前に報告いただいた。

以下、内容の抜粋と議論の結果を記す。詳細は PPT 配布資料を参照下さい。

【展示委員会】

写真の元データが粗く、イラストレータに適さない事がわかった。安原顧問に相談して AI 技術による写真のデータ化を進めていく。

TOKYO PACK 2026 の打合せが 2026 年 1 月 21 日に開催される。

概要) ・会場改築のため例年に比べ、場소가狭く制限される。1 団体 1 小間(間口 3.3m)。前は 4 小間。

従来、「包装の未来」は別枠を確保していたので、できれば 1 小間ほしい。(要交渉)

・包装四団体による「テクニカルセミナー」開催予定。上述打合せ迄に講演者 4 名・講演テーマ募集。

【セミナー委員会】

委員会は開催していない。「何かをやる」方向で検討する。

【情報システム委員会】

HP の「会員専用ページ」を包装専士会メンバーの個人活動を紹介できるように改造した。費用 66,000 円。

PDF ファイルの右クリックができないようにすることで、内容を印刷し難くした。また、YouTube 動画を掲載できるようにした。

「お知らせ」「議事録」のアップデートおよび一斉メール配信。(定型業務)

【情報委員会】

包装技術 10、11 月号は発刊済み。12 月号は JPI に入稿済み。PPT 事前配布資料で紹介済み。

1 月号は会長の「新年のごあいさつ」と関西委員会の「日本山村硝子播磨工場見学」を掲載予定。

2 月号は原稿募集中。

【関西委員会】

9/24に関西理事会とミニセミナーを実施した。ミニセミナーは「小谷講師:チアーパックのマーケット動向」。
11/7に日本山村硝子(株)播磨工場見学を実施した。包装管理士会関西支部からも参加。

【未来包装研究委員会】

1回/月のペースで課題解決や TOKYO PACK 2026 にむけて委員会を開催している。

・PTISアンケートについて

日本の包装のプロ集団にアンケートを行うことですすめるため、包装四団体に回答を依頼する。原文英語を日本語に翻訳実施。依頼は12月、オフィシャルに嶋会長名で行う。1/7の「新年会」にて協力を念押しする。1枚モノの四団体向け“概略紹介書”を12/10までにほしい。(事務局)

・未来年表の更新について

AIを活用して2018年版をアップデートしていく。膨大な情報のアウトプットをどのようにするかが課題。

・TOKYO PACK 2026 コラボセミナーについて

マシンガンズ滝沢氏の費用25万円を含む企画書をJPIIに提出し、了解を得たが、太田プロのスケジュールは本番2ヶ月前でないかと確定しない。東京農工大の「[農工大プラごみ減らし隊](#)」とはコンタクト継続。

(2)理事会会則および役員選出規程の改定について

会則第11条の理事会理事60歳定年、役員選出規程第3条の内容が現状に合っていないことと委員会所属規程がないので、改定を検討する。本件は理事会、総会承認事項であるので、改定内容の説明と意見聴取を行った。3月の理事会で正式に理事会承認を諮るが、それまでに意見があれば申し出ること。

<会則第11条>について

・理事の定年は60歳と定められているが、各社の定年延長など社会情勢を鑑み、70歳定年に変更したい。
⇒理事からは特に意見なし。

<役員選出規程第3条>について

- ・理事の要件としては「理事会役員または理事、少なくとも1名の推薦」があり、理事会、総会の承認を得て、正式に就任することとする。
- ・委員会への所属については「理事就任後は自薦又は他薦により、希望の委員会に所属することを、当該委員長が了解し、理事会に報告する」ことで決定とする。
- ・上記に関連する第7条についても改定する。
⇒理事からは特に意見なし。

(3)その他

特になし。

以上